

内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（改定案） に関する意見公募手続の結果について

令和 7 年 7 月 7 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室

（趣旨）

第 8 回制度設計・監視専門会合（令和 7 年 4 月 25 日）において、第 45 回制度設計専門会合（令和 2 年 2 月 10 日）から第 8 回制度設計・監視専門会合（令和 7 年 4 月 25 日）までの議論のうち、内外無差別な卸売に関する議論を整理しとりまとめた文書「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（改定案）」について御確認いただいた。

本文書案については、その後、第 567 回電力・ガス取引監視等委員会（令和 7 年 4 月 28 日）に付議した上で、令和 7 年 4 月 30 日から 6 月 4 日の期間に、行政手続法に定める意見公募手続を実施した。

令和 7 年 6 月 27 日に開催された第 10 回制度設計・監視専門会合では、意見公募手続の結果について御確認いただき、了承された。本日は、本文書案を委員会が作成した資料としてセット・公表することについて、御了承いただきたい。

1. 経緯

これまで、制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合において、旧一般電気事業者及び JERA（以下「旧一電等」という。）による内外無差別な卸売等のコミットメント^{（注）}に基づく各社の取組状況について、その評価方針や評価結果を継続的に審議してきた。

（注）旧一電等によるコミットメントの内容

- ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外及びグループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと
- ② 小売について、社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと

令和 7 年 3 月 17 日には、関係者間で改めて本取組に係る認識を共有することを目的に、制度設計専門会合の第 45 回（令和 2 年 2 月 10 日）から第 98 回（令和 6 年 6 月 25 日）までの議論のうち、内外無差別な卸売に係る内容を整理しとりまとめた文書「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」（以下「初版」という。）を、第 561 回電力・ガス取引監視等委員会（令和 7 年 3 月 11 日）における審議を経て公表した。

初版の策定以降、第 8 回制度設計・監視専門会合（令和 7 年 4 月 25 日開催）までの専門会合において、内外無差別な卸売に係る内容として、子会社の対象外電源やエリア内限定供給等について、議論がなされた。これらの内容を初版に反映するため、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（改定版）」を策定することとなった。

文書改定案については、第 8 回制度設計・監視専門会合（令和 7 年 4 月 25 日）及び第 567 回電力・ガス取引監視等委員会（令和 7 年 4 月 28 日）において御審議、御了承いただいた

43 うえで、令和7年4月30日から6月4日の期間に、行政手続法に定める意見公募手続が実
44 施された。

45

46 2. 意見公募手続の結果

47 意見公募手続においては、計3件の御意見が寄せられた。

48 第10回制度設計・監視専門会合(令和7年6月27日)では、寄せられた御意見について、
49 「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方(改定案)に関する意見公募
50 手続の結果公示(案)」(資料3-1)のとおり回答すること、及び、意見公募手続対象の文
51 書案については変更しないものとするについて了承された。

52

53 3. 今後の対応

54 意見公募手続を踏まえ、初版の一部を新旧対照表(資料3-2)のとおり改定し、公表す
55 ることとしたい。

56

57

以 上